## (9) 文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,738,000円

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)(以下「補助金」という。)は、文化財に関する先進的、高次元な多言語解説を整備し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることなどを目的として、補助事業を行う者に対して、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱(平成30年文化庁長官決定)等によれば、補助事業の補助対象経費は、国指定等文化財に関する先進的、高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に係る経費とされている。また、補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度とすることとされている。ただし、所定の各要件を満たす場合には、補助率を加算することができる(以下、各要件に係る加算分の補助率を「加算率」という。)などとされている。上記要件のうち、観光庁が推薦する人材(以下「推薦人材」という。)による英語解説文の監修を受けるという加算要件について、文化庁は、質の高い英語解説文を制作するには推薦人材による監修が有効であるためなどとしている。

本院が、1県、3市、15法人等計19事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等 補助事業者 補 助 事 業 年 度 国庫補助金交 不当と認める 摘 要 付額 国庫補助金

 (58) 京都府 宗教法人妙 文化財多言語 2
 11,817
 1,738
 要件を満たい加算率を対します。

 法院 解説整備 助率を乗ずる

要件を満たしていない い加算率を加えた補助率を乗ずるなどして補助金交付額を算定していたもの

この補助事業は、令和2年度に「国宝千手観音立像等デジタルコンテンツ整備事業」(以下「コンテンツ整備事業」という。)を宗教法人妙法院が実施したものである。

同法人は、コンテンツ制作に係る委託費等 17,380,000 円を補助対象経費とした上で、その 3 分の 1 の限度額に係る補助率を 33% としてこれに推薦人材による英語解説文の監修に係る加算率 10% を含

む各種の加算率計 35% を加えて計 68% とした補助率を乗ずるなどして、補助金 11,817,000 円の交付を申請していた。そして、同法人は、総事業費 17,380,000 円(補助対象経費同額)でコンテンツ整備事業を実施し、交付申請時と同じ補助率により補助金交付額を 11,817,000 円と算定した実績報告書等を京都府に提出して、同額で額の確定を受けて、補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、同法人は、英語解説文の制作に当たり、推薦人材ではない者による監修を受けてコンテンツを制作しており、推薦人材による英語解説文の監修に係る補助率の加算要件を満たしていなかった。

したがって、前記 68% の補助率から、要件を満たしていない上記の 10% を除いた計 58% の補助率 を乗ずるなどして適正な補助金交付額を算定すると 10,079,000 円となり、前記の補助金交付額 11,817,000 円との差額 1,738,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助率の加算要件についての理解が十分でなかったこと、京都府において実績報告書等の審査が十分でなかったことによると認められる。